

「大学等の専門的知見を活用した長田区内保育施設等での乳幼児のこころとからだを育む事業」に係る委託契約書

神戸市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間で、次の表の条項及び別紙委託契約約款の条項（次の表の第5項に定める条項を除く。）により委託契約を締結する。

1 委託業務に係る委託料 (部分払、前金払又は概算払により支払うものは、その旨、その金額及び支払う時期)	1,000,000円（消費税法第6条第1項により非課税） (支払方法) 委託料は、契約締結後、速やかに概算払で支払う。 (事業終了後は速やかに事業費を確定させ精算を行う。)
精算を行う場合の方法	第6項のとおり
2 契約保証金（第3条関係）	免除
3 委託業務の履行に係る期間又は期日（以下「委託期間等」という。） 債務負担行為又は長期継続契約に該当する場合は、その旨	令和8年4月1日～令和9年3月31日まで なし
4 甲が乙に対し委託業務の履行のために必要な機械器具等、設備等を提供する場合の有償・無償の別 有償の場合の金額（第18条第3項、第5項関係） 委託料からの控除又は納入通知書による納付の別、及び控除（納付）時期	なし なし
5 別紙委託契約約款のうち適用を除外する条項	なし
6 別紙委託契約約款に付加する条項	（精算） 第43条 乙は、委託業務の完了後、甲の指定する期日までに、別紙収支報告書を甲に提出しなければならない。 2 甲は、前項により乙から収支報告書の提出を受けた場合、第4条に基づき検査し、仕様書8に基づき精算を行う。 3 乙は、前項による精算の結果、概算払を受けた委託料に余剰金を生じたときは、これを甲の定める方法により、甲の指定する期日までに、甲に返納するものとする。
7 担保期間（第13条）	なし

〔紙契約の場合〕

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

神戸市長田区北町3丁目4番地の3
甲 神戸市
契約担当者 長田区長 田 中 幸 夫

印

乙

印